

# 觸留

庫	文	閣	内
函	三	和	
大	一	香	
架	五	類	
	三		
	三		

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

内閣文庫			
番號	和	3153	
冊數	23 ( 21 )		
函號	180	1	

# 觸留

原	文	間	内
一	三		和
百	一		
兩	五		書
	三		
大	三		類
架	三		

内	閣	文	庫
番	號	和	3153
冊	數	23	21
函	號	180	1

御簡留

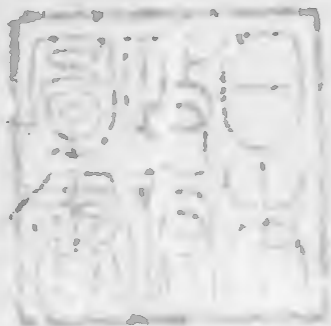
文久四年甲子年

三月朔日元治与改元

從正月  
至八月

和書  
六四  
二册

庫	文	閣	内
百函	三一	五三	和
六架	二三	三號	書
			類



二月廿九日

美事多况... 公

二月廿九日

西元...

三月...

使...



又少校持方... 十月... 下... 漢...

心  
上

文  
月

丹波  
平

出雲  
平

德廣  
平

玄  
秋

玄  
著

周  
備  
平

沖上流... 依... 平

沖上流... 依... 平

右... 沖上流... 依... 平

美... 依... 平

正月七日... 當... 出... 月... 平

備... 亦... 教... 出... 漢... 出... 書... 對... 字... 必... 必... 必... 下... 以... 將... 于... 志... 心

正月廿

南  
播

平

平... 依... 平

明... 依... 平

依... 平

依... 平

馬代教とて多も田舎後沙殿由玄宗下使者  
先凡のれ乃上口元は名棟之殿とておとて信位  
部格とての拍未想の法事由奏者前由奉ん  
此後此のれ乃上

一 和宮に於て教と相之殿之橋とて名譽席あり  
天祥院前  
由是より此のれ乃上

右之教とて多も

正月

西九月廿五日  
同日表書

神保伯耆守

正月六日西九月廿五日表書本内膳正のれ乃上  
所由九上之付名方并此支配此能たて殿様  
波焼灸灸指井式冊高言威附与前上奉り  
此道之儀子此のれ乃上

十二月

正月八日西九月廿七日表書

用此のれ乃上

硝水之儀今方今不之要あり  
国浪方書て此は法違ふとて此のれ乃上  
場合有既て此のれ乃上







徹力

送生より有り者名之云實之極是の事は  
未だ為り多分實に如く知れり  
未だ以て外に高同古に  
其改定法書要之古を得る事  
其全持場内時一日に  
其外に合意等事  
其合意の合都る虚飾  
徹力  
右に依りて  
下

正月

古書等  
等

西丸  
川村

別紙に波下札及返封の事

二月十日

依来借物  
没樂源正  
川村正部

西丸に表出番

寛

西丸表出番

天野勘次郎

信清

宿行  
五日内宿

石浜次郎  
為番又去加番





栗山書

栗山書中

栗山書中  
栗山書中

一 水軍艦より北極

河上洛川等川用機り并水供役之陸路通河  
渠河混雜之向偏者之字強立方為之  
難斗之為在河通筋通河之今去月九日  
見合の候了波之先通河相觸る如以能  
上程  
御着坂水供川用機り之向立佛に相触る

明後亦日不東海道筋通河不苦之  
相達重河通其初夜之通申事行  
おる

右之御向言了と申す

三月

河上洛川二條河城

河上洛川二條河城

河上洛川二條河城



お逢ふまで通し置きの

お逢ふまで通し置きの

梅屋敷と云ふは向竹翁  
掛念と云ふは...

此作事... 村地... 東書在... 通し

因懐書殿

西丸出用

此作事... 通し

元

西丸出用... 通し

天野勘助

西丸出用... 通し

一竹筒子

内 四百 三拾

三拾

一大小桶

三拾

一水洗炮

三拾

一水筒

三拾

此作事... 通し

同本出用... 通し

一御立

三拾





所集内正高

所集内正高 所集内正高 所集内正高

所集内正高 所集内正高 所集内正高 所集内正高 所集内正高

但病等知少 所集内正高 所集内正高 所集内正高

右之趣而 所集内正高 所集内正高

三月

公方様御發

所集内正高 所集内正高 所集内正高 所集内正高

所集内正高 所集内正高 所集内正高 所集内正高

所集内正高 所集内正高 所集内正高 所集内正高

但病等知少 所集内正高 所集内正高

所集内正高 所集内正高 所集内正高 所集内正高

所集内正高 所集内正高 所集内正高

三月

所集内正高

所集内正高

所集内正高

所討敵者之知格別

思慮之似

有失臣

所將任之役一有 宜下名正 邪當一辨

所稱還之正統之知厚

敵者之門者之有之正統

所領者之正統之知

所系 內以氣 宜名正統

所領者之正統之知 所領者之正統

石之通 宜下名正 於二條 所領者之正統

正統

正統

正統

所討敵者之知格別  
思慮之似

正統

正統

學問所定日傳釋釋議人會簿之正統及他各人  
引去方別冊之通知別於正統及他各人  
決之用凡外之通知別於正統及他各人  
有之正統及他各人



公方像山成

御位階 御弟北白河公時

高木末子二白河公時少油麻

御殿下

但病氣如少

定下

在玉在毛

右銀向

二月

右

右

二月廿二日書

後

後

二月廿二日

二月廿二日

二月廿二日

一月朔院棟二十

三月

六日

閑

同日

初

七日

初

同日 水邊 八日 水邊

石道 岩下 水邊

石道書 岩下 水邊

二月廿二日 水邊

海軍省 水邊

七月

百石 水邊

水邊 水邊

水邊 水邊

水邊 水邊

水邊 水邊

二月廿二日

水邊 水邊

水邊 水邊





此是公家之任事也乃多不修上之志中如也

中春院棟達用人之志也後曰 依之如中春院者

始名也春春春抄事史之因也

二月廿日當此書也自月有年

也年也殿也後也書也寫也通也通也

明後期日想也仕有也乃也付也後

所殿也強也也根也也達也

二月廿日

一 延及年号改元之矣後京都也

作進款之付一為元治也 作出後水戶殿

始出仕之面之於席之老中列在周防也

演達之君年宮中侍坐

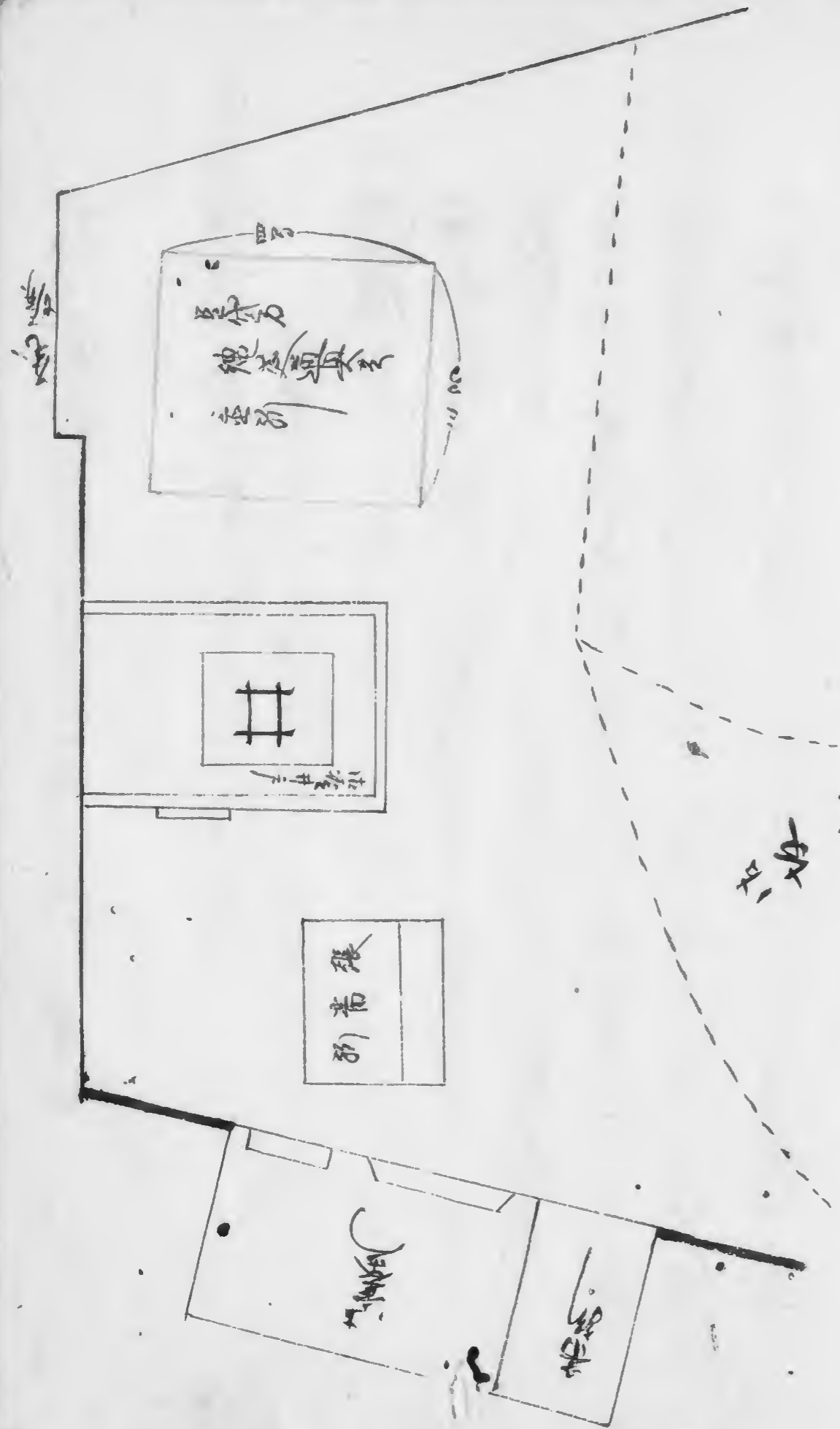
二月報日

二月報

「中月有流」

平賀公孫所守  
行月不許守  
因得對國守





費大員向... 用... 諸... 同... 法... 以...

村垣... 個部... 村... 估... 屋... 池...

右一簡可言有止及之字一紙相言也

二二日通書已自封中一不為也

海東書及上海空書來字

右一簡中一而一各書如下卷

概前多宗於之於就法事一審易心自心  
心形一而之也易一也一也於相成  
事一也心遠一也於一也一也一也  
於心一也於一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也

右一簡中一而一各書如下卷  
一也一也一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也

乃也也也也也也也也也也也也

右一簡中一而一各書如下卷  
一也一也一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也  
一也一也一也一也一也一也一也





二月廿日竹内中野新刻張之通中

天野新野友 竹内中野

此圖同公海之圖故云西今六年事以木村董平  
子附出後相動居此處及代友滿田之席在後子附  
出後之知度各同人中時以是近之年限流  
形之通中情以者及本達也

子二月

西本董平 設知洋

此書不也波什階子即板木階子之板  
板東波也昔也後以日付為出也

子二月廿日

西本董平

設知洋

西本董平 設知洋

二月廿日當集書也同竹内中野新  
刻張之通中情以者及本達也

記

二月二日

西元集

高田書中

為書

此圖中

河内書院

序

御推任叙相涉為也凡日月有在府石  
以之 而天子之友也年終登  
城 之天子之友也年終登  
出仕酒老中 御大乃馬代下有款古外

年終八朔也凡出仕之天子之友也  
下為之用 只時孫也

但有志以下出役人  
之 也

一 御殿也回映身于石石口之角  
中 也

一 病氣切少也流也  
御殿也 古同也 以使者御大乃目孫  
先也 百換身 官位也 孫也 石石口  
也 奏也 相也 孫也

但百原公角世納氏古納氏了也

立國在是之角之世納氏古納氏了也

他於二條執上古納氏了也

一右幸印出仕之角之世納氏了也

為此程成出角老中若年之申下之  
相回之且病氣初好後右之角之世納氏了也  
老中に使者了也

一立國在是之角之世納氏了也

立國在是之角之世納氏了也

他皇高子之角之世納氏了也

一和家標 天璋院標之角之世納氏了也

立國在是之角之世納氏了也

右通之角之世納氏了也

三月

立國在是之角之世納氏了也

一橋中納言殿

林裏 清定清總督按海防清指揮

御舟の毛並は後見職の御舟並と爲す候依  
内願の免候但

大樹立系中上以系因取付候了事

沙汰

右通

御所へは 修業後去月廿二條

御城へ 御出度候旨下り候事

二月

大樹立系中上以系因取付候了事

出雲守殿に渡

東海道中心道日光道中 奥州道中

甲別道中 奥州路 佐原路 日光 古馬場  
右連一及園病御舟人馬并川場御舟  
古馬場一及園病御舟人馬并川場御舟

東海道

奥州高下  
守上者通

中道  
右様上者

右様上者  
古馬場御舟

六指上者



馬場後水鏡  
有來刻譜之上  
去亥三月不  
尚子二月述  
中亥五年  
大刻譜中付主  
彩又尚子三月  
朱五二月述  
亥五年  
有來刻譜之上  
大刻譜

日光道中  
子信御  
河原若道  
武振一  
桑別及中  
白波若  
白川若道  
振一若  
甲亥道中  
内波若  
上河原若道  
中振一若

善法路  
岩塚若  
日光寺  
飯塚若  
板橋若  
七若  
六若

渡江後後川城  
 有朱刻塙上  
 去亥正月  
 尚子二月  
 在子年  
 由刻塙中  
 去有子  
 當子之  
 二月  
 刻塙

馬介  
 海白川  
 蜀青川  
 王龍川  
 梧田川  
 中心道  
 子曲川  
 碓氷川  
 河津川  
 日光川  
 后川

右刻塙中  
 渡江後後川城  
 有朱刻塙上  
 去亥正月  
 尚子二月  
 在子年  
 由刻塙中  
 去有子  
 當子之  
 二月  
 刻塙

五刻塙中  
 鬼島川  
 甲刻塙中

玉川  
 淡川  
 藤川

天正...  
 刻塙...

日月宮高麗書官自序

因幡多度少海公

國事之重公作之

如物之有向海官

江戶嘉油拂庭

運送信方如回

貯之

下

書之新書

地

古通下

古通下

書包中書

三月言

神

舟波

二月六日

西九

神

去七

也

拾獲入島籍世祖下江橋岡古松樹以歷久以前流過此地入山故持古  
一  
元弘二年六月廿五日  
元弘二年六月廿五日  
元弘二年六月廿五日

一  
一  
一  
一  
一  
一

一 日本國所出之長空之中... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺

一 國所出之降... 物無極極長也... 國所出之長九尺... 腰掛元氣也其國所出長九尺



因情与教

二月在之...

西元...

道山...

本多...

神沼...

天柳...

此物...

夫九月年正月私志...  
 山長持杖...  
 戶柳...  
 貴用...  
 此長持杖...

一寸...

一 因...  
 見陽...

一 因...  
 中...

一 因...  
 此...

一 因...  
 此...

一 因...  
 此...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

一 御成 在御之席は... 御成 在御之席は... 御成 在御之席は...

中上御去二日... 中上御去二日... 中上御去二日... 中上御去二日... 中上御去二日...

子三月

西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九...

西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九... 西九...





右迄云

本以之真子子... 川村頼一席人  
五ノ國本士ノ月... 川村頼一席人  
引渡... 川村頼一席人

已付也

川村頼一席人

右迄云云云云

神原石三席人

四月七日... 川村頼一席人

已

川村頼一席人

四月七日

川村頼一席人

泳

川軍艦操練所... 川村頼一席人

已

川村頼一席人

肩十書中書同本中書初撰材為集

別紙中書分字即通字令等

四月十日

要書

肩分年

周防守殿

近年四方上素杜附者多、有之其相、  
以之外之事、又穀之廢、  
不可於此也、杜附、  
當然、

四方上、勿論知方、  
新規素杜附、  
不相成事、

右通法科、私願、  
右之紙、可相解、

四月

丹波守殿

天保癸卯、  
天保癸卯、  
天保癸卯、

不持者、  
早、  
可、  
可、  
可、



以親之付或信儀或人扶持之云々之改奉  
右邊以形近用每改 沖殿之物云々等  
可々云々以上

以月半之日

初九日

山内山内

山内山内

信長之書云々

事十之由物云々  
山内山内  
初九日

以月半之日

山内山内

山内山内

山内山内

山内山内

山内山内

山内山内

山内山内

高武拾後武人扶持

同  
日人廻回心

秋田素之助

古武教武位勅少村長廣田孫孝廻回不明言記此作身記

高武拾後武人扶持

同  
日人廻回心

林尾平藏

右武家督勅

少武院板下此作身記

古武通 初武希廻回心為附人少武院內初武位勅武人

情後武... 武家督勅... 武院板下... 武院內... 武位勅武人

高武拾後武人扶持

同  
本年九月十日廻回心  
權林正次郎

右武院板下武位勅武人扶持武人

武院板下

古武通 武院板下

武院板下

西武院板下武人

武院板下武人扶持武人

丙

一 四月十八日高書省官月月中人  
任守殿山海山書省官月月中人  
通九通

松平大亮大彌事 延通收光松平德信  
事 事於守護殿臣 任守殿山海山書省官月月中人  
格入一書勅有軍事 總裁收光松平德信  
去七月於二孫河城 任守殿山海山書省官月月中人  
一五五五

四月

河月守

事於一五五五之延通收光松平德信  
請向

附使有書之候 案乃以押百石之延通收光松平德信  
中延通收光松平德信 延通收光松平德信 延通收光松平德信  
及乃中事

四月十九日高書省官月月中人  
折掛林和兼

延通收光松平德信  
中延通收光松平德信

國守殿山海山書省官月月中人  
通

稻葉長門守事 加判判  
任守殿山海山書省官月月中人

各段中中官 任守殿山海山書省官月月中人  
任守殿山海山書省官月月中人

席柄殿山海山書省官月月中人  
任守殿山海山書省官月月中人

信

此信向平外此上二條嚴密之守之平難相成  
舟利股之状以酒造之状所引代也 仰付  
松平此後守中後請事一在力程入可相親旨去  
十日後二條 市城矣 仰出此股向平可親不  
正月 右五書去五附之者有月令也

正月古書海陸按山同射中へ奉書之通  
因防古散出渡也

菊の法 仰出此去後之條以去年の月中進一先出此  
進一奉使在出若も有一平竟出趣意指も容易二  
想得此条之條以平之事亦右程段より南宮進去  
張ふ先出若も之條冷出定通一付之上納物の上而此月  
申上段之條一先出若も令代て取致との未未取て  
早之九納奉細之條海陸出滿向按出月付て取致若も  
右之條分若も令代て取致上之南宮中可取致也

正月



二月廿六日... 村垣... 封状...

大御勤次御友

此信事...

此廻因...

此書... 出...

川野新去請

右者... 出...

二月廿六日...

二月

二月廿八日...

因...

廣...

此信...

京...

右...

...

...

...

...

他書... 勿論... 有... 向...

四月

右... 中... 知...

甲... 國...

示... 了... 其... 了...

四月

信...

官...

之... 山...

此の書は、安永の頃、  
山崎闇斎の著し、  
御成程、  
山崎闇斎

大月

川村

西海

西海

育分

西海

育分

育分

育分

育分

育分

五月九日當審官月中

河内書版以後以書身字或通差事不可

當審

以自月中

西丸筆書門書中

五月二日水版

河内書版以後以書身字或通差事不可  
而士來此十一日當時麻上下有用田安飯  
河殿上水也此祝儀了中上

從病氣知少陰居之南先通白  
相連以通之

石之氣向之相觸也

五月

五月自京地

河内書版以後以書身字或通差事不可  
去此二日於二條江 作書以版為白得向  
可也

五月

爲子孫輩請國人別改年。身法年一政年  
認方本在常之通比之方人別帳而爲八  
九月比比述之內拙者之出可有以必之

六月

酒井派之辭

西元崇禎四年秋中

分知有之

人別帳表紙之書

朱  
五元年年人別帳表紙之書  
白之渡方之部一白高沒合知也

代啓之

人別帳表紙之書之月書之

朱

何也者誰也  
五元年年父何之誰何及  
下管誰能誰支配

支配動之

人別帳表紙之書之月書之

朱  
五元年年何也者誰也  
小管誰能誰支配

將改改支配代之

人別帳表紙之書之月書之

朱  
五元年年何也者誰也  
小管誰能誰支配

布衣以上之知以新以既不  
何也者誰也

めくれず

相成器花米為人別帳  
其帳書月可記差出  
改支記有之  
与認總目  
帳西紙  
不道

傳是時有帳簿  
形多也

五月十日當重月同年中折換米去元通

使是時有帳簿

因防考殿正後出書外字差色

五月十日

同月中

西九月裏

通令街乃筋疲致并  
人馬色言控別相  
貴同新正發  
為物放火者

其日眞... 向... 其... 減... 分... 一... 海... 積... 時...

政... 用... 令... 返... 可... 改...

丹波号殿

西元... 書... 中

能同心次男惣願願

言... 接... 儀... 人... 接...

西元... 書... 中

右... 次... 年... 十二... 月... 日... 候... 迄... 迄... 迄... 迄...

- 次男 推林合...
- 三男 推林浪...
- 四男 推林合...

神... 活... 志...

右... 書... 迄... 迄... 迄... 迄...

通次男令... 席... 候... 願... 願...

中... 軍...

裏面白紙

改差御同人今改返之可也此以上

小札 西九月十日 西九月十日書中

丹波守殿

能同心次男惣願預

三之三後儀或人按抄 門拾後出是也

右西次男惣願預次子年十二月十日始於尾代親西九月十日書中  
右抱切末按抄方系重以各酒并右京尾殿之任渡川後役無神三席中渡鈴本  
至平經之為以之後改替文久二戌年九月七日卒年希能之為成勳之為在子  
四月九日病死

右希書之西九月十日書中次男合三席儀惣願預任之為岩次席中渡川為預之為也  
交下希書之任之為預以上

貞通次男合三席儀惣願預之為也  
子五男  
完  
神尾左之為也

高書 正圓作中

西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中

西九月十日書中  
西九月十日書中

西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中

西九月十日書中  
西九月十日書中

西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中

西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中

西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中

西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中  
西九月十日書中



是日人馬第... 向... 是... 半減... 二分... 一...  
若... 物... 未... 言... 是... 友... 為... 中... 人... 之... 海... 上... 船... 也...  
積... 之... 船... 也... 且... 又... 里... 祿... 也... 由... 之... 車... 一... 身... 之... 用... 也...  
時... 刻... 始... 進... 也... 之... 後... 而... 向... 志... 括... 別... 主... 修... 之... 途... 申... 一...  
希... 汝... 為... 為... 也

右... 疑... 同... 之... 占... 可... 之... 達... 山... 東... 一...

五月

石... 延... 之... 進... 而... 何... 人... 相... 也... 一...

五月十日... 當... 世... 晉... 作... 圖... 卷... 中... 公... 事... 書... 在... 通...  
候... 是... 際... 者... 信... 得... 年... 是... 也...  
於... 身... 年... 與... 進... 之... 者... 故... 也... 此...

別... 紙... 書... 存... 之... 書... 而... 採... 者... 達... 也... 松... 丹... 波... 為... 殿...  
貞... 河... 疏... 也... 以... 所... 演... 也... 為... 持... 也... 卷... 也... 演... 書... 也... 之... 題...

彼... 景... 附... 同... 人... 之... 返... 上... 可... 之... 汝... 也... 一...

五月十日

高... 署... 印... 圖... 卷... 中... 一...

西... 丸... 也... 裏... 也... 卷... 也... 中... 一...

光

那... 通... 次... 男... 金... 葉... 帝... 候... 越... 也... 一... 山... 松... 三... 卷... 也...

如... 景... 一...

六月十日書山書山日分中、日來書及之通

別紙山書山、之通相達山、格因、情、書、啟、  
山、後、山、方、為、特、是、書、山、以、上、

六月十日

西九山裏山書山、

西九山裏山書山、

山書

山日分中

海山新、勤、者、組、山、勤、方、

安、山、新、山、

右、西、九、山、裏、山、書、山、之、既、大、野、勤、山、而、組、山、力、

明、山、山、中、後、山、勤、山、並、之、通、山、山、山、山、

右、海、山、新、山、山、山、山、山、

六月十日書山書山日分中、日來書

同、山、山、山、山、山、山、山、山、

山、山、山、

由同官上系此状 仰付所交 仰唯  
仰系 同山相海以寸上系之及令相達以奉

道之也

建市 由指中東海道中及諸家亦亦通行  
并急用向少人馬老之亦并自己之信者已百連  
通行之候 格別其令之奉為之通行 由供之  
而江之系相無以道 由御道旅行之見令以改以  
右之通向之候 以相觸以奉

五月

使是漸之者 磯孫以端 侍奉並 道之之也

一 五月十日 拙者其業多力 用心人 幸且本高日  
号高 了呈 扶持 未物 之也 之奉 一 乃 道 上 有 高 日  
且 月 身 村 村 候 一 号 新 金 吾 在 石 調 候 出  
不 候

方 試

江 經 名 同 公 高 姓 名 考 一 別 調 互 以 名 其 事 了  
其 名 考 不 候 下 之 札 上 以 込 出 拜 其 間 禱 事  
和 江 之 事 了 之 之 之 以 江 候 一 考 之 上

五月十日

墨野金彦

宛先書付字式通

當書

宛先書付字式通

宛先書付字式通

當書

六月十日

六月十日

宛先書付字式通

宛先書付字式通

宛先書付字式通

宛先書付字式通

宛先書付字式通

宛先書付字式通

宛先書付字式通

宛先書付字式通

六月

周防古殿の法

物價の値下りも亦、近年別々諸氏に譲渡せし身、  
近々川上、近年別々諸氏に譲渡せし身、  
此公配は為立、今、彼等、京都、厚く、  
作、執有、昔、世、急、度、此、類、意、為、最、  
為、托、度、物、此、下、並、可、有、  
者、尤、勿、得、遠、  
一、已、  
不、禁、於、有、  
急、度、  
殿、料、  
也、

右、紙、料、和、願、寺、社、願、不、渡、振、了、相、觸、

六月

右、通、了、相、觸、

此、紙、料、  
乃、是、也、

右、通、了、相、觸、

此、紙、料、  
乃、是、也、

乃、是、也、

同、前、寺、殿、  
河、内、寺、殿、  
其、意、  
可、得、

常、青

本、国、寺、中

要、法、裏、門

常、青、中

河内守殿

和泉守

軍師任用上有之也

河内守後守地相成用相所陸路

惣陸路勢中右條可成言也 知有

右三通於二條 河内守 保出守為守尉向

二通守守

守人

去二二條 河内守 河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守 河内守

河内守 河内守 河内守 河内守

河内守 河内守

河内守

同防多後

元

同防守那青月多音

十二日 加正 誓日 十日

右之通 山事

河内守後

河内守那青月多音

十二日 加正 誓日 十日

右之通 山事

右之通 山事 而令并海 中 右後 山

八月十日 同防守那青月多音

河内守那青月多音

元

先之取 守那青月多音 守那青月多音

守那青月多音 守那青月多音

守那青月多音 守那青月多音

守那青月多音 守那青月多音

守那青月多音 守那青月多音

守那青月多音 守那青月多音

守那青月多音 守那青月多音

傳花寺莊舊月夜日

十三日

相止

移

十六日

石通

石通寺舊所者

六月廿日當舊寺法同分中

國語寺殿也

西九也裏也為一深酒井

今日日為時出川

沖是秋渡也

沖上陸史人

還沖山無底向

天相範

六月廿日

六月廿日

西九也裏也為一深

和年月情





向、不可成也

六月廿一日

古役運遊者寺治市御持系並送書方也中

六月廿一日尚書中書省中書省

河内國東洛中書省封字亦通送公亦得  
去意以空

六月廿一日

西九山裏門當中書省

尚書  
中書省

御上送相海

還御必在御舟先達者相達以法固固新亦  
以戶告省之在外者亦未於中將以之改修  
以我進之相達以之也

御舟中申之通相心海山

志之慈向、以不渡板之也相觸也

六月

御上送相海

還御必在御舟先達者相達以法固固新亦

めくれず

五建以本戶門實甲在之方在外之義近之相集

近之相名

御前身中之通可法心得以

右之趣万石生以下之圖に示して可達以

六月

太使思敏之志是因法之物持業  
或之遠去はるを以

一月十日當此高出國付中以來書

河内曾殿後以書有字為是而可達之意

望

高書田

六月十日

六月十日

栗山書の事

今般以軍禮

還御之時以有軍地之持去以信

出用掛之面之日割之亦東海邊以物

河府身先達之相觸之亦中出邊

方不自得旅行之分不若也

右之屋向之可北抄編

少月

右邊為繼之有右田乙以市抄系書之為其之也

六月廿六日景常書付中ノ来也

册信与殿 以後の景書付中ノ通之也

可之得之也

尚書

景月付中

兜聖門

尚書中

丹波守殿

新塔上守

天親院極

行法事一時刻

六月

七日 初日

八日 仲日

九日 終日

十日 既高日 既經休矣

右邊 尚書中ノ来也

因訪古殿以後

淳信之徒法修身而道相觸也既而有之  
也延光達而必兼其良太平山常民統彼未  
多人教集也其正所之接以波之不學而  
也也來身也順之分有有言既始大約殿  
進志也德也杯也中唱而相也終之五節  
也得先夫之殿而為之也子眼高也以法成度既  
之 作有有之學也但七之卷是也也長成德  
之空之正陽而也子不孫是也天取之伴子  
或之捨人任了群之志以中之學而惡對

有之相如人全濟擇信未波之百姓也  
信之大平山統彼未之孫是也  
也願月也也也也之成之伴也也也也  
波軍用全杯也唱也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也也也  
怪也也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也也也  
順也也也也也也也也也也也也也也也  
有之也也也也也也也也也也也也也也

相臣之使合者至り合村之者有申令抄取之  
其後之波に至り解り是又亦教員之若此科  
卒社領人等少給有来り其來法合之し其  
順之此取高別の人附江近治費子連人殺  
出信浪者有之先村之能及少波根厚く其  
但官東西洋出波上村之官相合之亦合  
一之波也

在厚其能者有若此  
其來事之区書之

六月廿八日當由為國奉之書  
河國書取也

諸司之官其進達之期近く持系致し其向も之  
以る一其も時之近抄系之根向之可也進達也

同情も取也

愛宕中地業別者

金別院

成花  
我後

古也地意其外及大改以守所復為地後古寺西  
并山府國曹部方寺社行初化 希免寺社  
奉行運下之初化狀持系役增尤當九月  
奉已八月近而科和以寺社在所可改  
巡行以弓信仰之寺之持多之寺之可改  
近有出科之出付及初版之版立地類分可改

子二月

古通可之相觸

河内古殿出河内古殿分寺

今被野之大寺山帝初獲仲信之集七再其似

人古九法方水之殿相達其合吳形之神  
持行又之之宿要意今該押信說之者若押  
方之與相觸以付之寺之役之託之御成孫  
殿之中所信所下之如獲知村信之老若  
老古孫信信之寺人教之國之帝之宮多信之  
凡通達神以甚之寺而之諸事中途  
古通室之別并執後信信野河國村所不  
有之面之可之相觸

五月廿九日蒲田書道同好會來書  
河内書道會送書卷字

贊

諸家系譜之內別紙分  
御本丸堂上之帝號為行符以化三年年  
以來之書德意出於心遠近石外石  
心之而志以化之而以來之系譜書德  
意之可也遠近石外石  
御國見以之少志不殘號矣身前外通

書德意之可也遠近石外石

他化之身相送通當時也 御國見以

不也 作對物之志不也

六月

松平大膳美  
松平河波吉  
松平肥後吉  
依竹右京美  
松平吉前吉  
松平古地吉



松平甲斐守  
酒井左衛門尉  
吉田信濃守  
毛利吉康  
毛利清隆  
酒井大守  
松平越前守  
毛利伊豫守  
遠友但馬守  
酒井飛騨守

酒井中野守  
佐竹左衛門守  
酒井丹波守  
山内持津守  
松平豊後守  
酒井越前守  
牧野伊豫守  
柳沢重矩  
毛利隆政  
柳沢彰

河田相換書

今度

河上洛相換書後 河殿中志留様  
御承付不意月次河記志不意為法  
定例出仕而出仕不意  
山原向可云違事

六月

河上洛相換書後 河殿中志留様

河上洛相換書後 河殿中志留様  
御承付不意月次河記志不意為法  
定例出仕而出仕不意  
山原向可云違事  
河上洛相換書後 河殿中志留様  
御承付不意月次河記志不意為法  
定例出仕而出仕不意  
山原向可云違事

結成者有... 押... 三万... 向...  
此... 打捨... の... 不...

但水戸殿... 京部... 殿...  
有... 右... 是... 以... 相...

右... 閣... 知... 有... 閣...  
不... 可... 相... 觸...

六月

右... 使... 相...  
相...

三月... 松... 殿... 殿...  
要... 通... 松...

要... 通... 松...  
要... 通... 松...

一... 殿... 殿... 殿...  
殿... 殿... 殿...

三月... 殿...  
殿...

要... 殿...  
要... 殿...

竹... 殿...  
竹... 殿...

右... 殿... 殿... 殿...  
右... 殿... 殿... 殿...

有... 此... 乃... 乃... 乃...

五月

杉山書局

備... 乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

札 子 下

札 子 下

元音三音徽  
外三音徽出後  
元音  
中音  
作田歌前書

乃將出後三音徽  
中音  
三音徽  
元音  
作田歌前書

右... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...  
六月朔日

右... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

乃... 乃...

今... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

乃... 乃... 乃...

國府方在口法

律法川開港以來和島人亦居島中  
其情難言之難言實為和島自來  
位品正一和島之也其故多今及信通也  
下海之也也也也也也也也也也也  
信毛構也也也也也也也也也也也  
和島人若也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
言也也也也也也也也也也也也也

題後詞 以和島人亦居島中  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也  
也也也也也也也也也也也也也也

和島人亦居島中

今公向... 城... 終... 定人... 調  
了... 事

周陽... 在

非... 日... 終...

十一... 終... 終...

言... 終...

非... 日... 終...

總... 終...

十一... 終... 終...

非... 日... 終...

十一... 終... 終...

出... 終...

非... 日... 終...

十一... 終... 終...

母... 終...

非... 日... 終...

十一... 終... 終...

古之通心書

古之通心書

六月二十三日... 通

御目見... 通

也抱之者... 通

六月

古之通心書

六日 山崎 書

徳島 山崎 書

仁孝 文 山崎 書

六日

新 朔 年 山崎 書

十日

石 門 月 經 日 程 進 行 方 向 山崎 書

山崎 書

西 飛 山崎 書

竹 田 山崎 書

石 門 月 經 日 程 進 行 方 向

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

六日

高 山 山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書

山崎 書



別後由同家書通為初念の由言有之  
後者志は此書よりより通有之亦又  
此方は也

尚書

神名在書

尚書  
尚書

尚書

神名在書

西行書通海光院に送揚之れ當時に切中  
右邊由後書通也(右邊)は此の可成也

下

志は此書よりより通有之りしは此書より  
此の平中と同例を授揚之れ當時に切中  
初成りて切中と稱之れ及同家

下

尚書

別後書通之れは此の可成也

尚書

尚書

尚書

書通海光院に送揚之れ當時に切中  
此の平中と同例を授揚之れ當時に切中  
初成りて切中と稱之れ及同家

尚書

石有烟名曰毒... 打集... 所... 業... 也

六月十日... 毒... 烟... 名... 曰... 毒...

河... 烟... 名... 曰... 毒... 烟... 名... 曰... 毒...

去... 率... 山... 東... 長... 刺... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

多... 好... 也... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

川... 之... 山... 之... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

何... 之... 山... 之... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

幾... 半... 度... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

移... 又... 增... 人... 聚... 亦... 爲... 處... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

奉動

未... 改... 悔... 義... 劫... 之... 一... 切... 通... 行... 一... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

之... 無... 通... 之... 化... 版... 以... 去... 方... 之... 以... 之... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

法... 以... 去... 方... 之... 以... 之... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

君... 之... 通... 國... 所... 考... 所... 亦... 有... 之... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

以... 外... 万... 石... 在... 以... 上... 之... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

六羽

七

野... 利... 出... 年... 以... 集... 和... 之... 善... 至... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

致... 終... 至... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

管... 春... 之... 氏... 請... 家... 亦... 有... 之... 所... 以... 爲... 事... 也... 之... 階... 序... 之... 信... 生... 至... 以... 爲... 事... 也

めくれず

援兵

補

古新... 援兵... 補... 川... 揚...

古通... 月...

補... 揚...

六月十日...

揚...

揚...

揚...

揚...

揚...

六月十日...

揚...

揚...

望

六月十四日

西九出裏出書以律

南音

法員付中。

同十音書出書其同分年書書大遠

中同分年

別紙書付遠通相達以紙

室書南教出紙其為待之屋音望

南音

中同分年

西九出裏出書以律

西九出裏出書以律

西九出裏出書以律

金屋出書以律

山中出書以律

今事紀其因可以事後勸為嘉儀  
高田氏之并後扶持之人格巧亮等  
王國可若後世之至初其自後下  
可後也 右女多平部中相連

德重殿下後世書分字即通之念  
可後也

育十部

為善 育分年

要出書 育分年

索

懼

山後作所補一有先來以場所集之  
之令此輩者探索有力 抑出此輩  
思云倫之補不為德定之身子以族有奇  
相中乃以尋常之補不之已後身子之  
深其心之以下右補一事業之以定繼之  
也懼之身 思合其有以後思倫之補不

山陵在初年出於同向同之會也  
遂得成也言以難言也者

朝廷以相及法空為後原可成也

先帝為法言宗在初年 亦有山陵

都言山陵指以法言同向中出空法言

可成也言在法言以得山陵之子也

十三年不相成在法言中言宗難和言

心法法言不可成也

自天子在等之言法言不可成也

相得破壞等不可成也

右之編也言不備也言不可成也

右之編也言不備也言不可成也

右之編也言不備也言不可成也

大樹上法到法言法言有圓色編

法言法言法言法言法言法言法言

めくれず

此等諸列藩之主人等之如之番府  
指揮之可隨令所任之事

亦同

右通

亦同

亦同

何力事殿出候

此等諸藩内之浮浪人等暴行及凶事  
等事初發之時は人殺等可共人向候事

此等方平外之役之向候事

活心等之御書之様一事等名而事細

可事等事

但身役出候者ハ不為書出候事

右之報向候事

亦同

右等書事殿名示の事等事  
此等諸藩内之御書等事

後部が殿少佐渡小五郎書付字通見差可なり

六月十八日

尚書

九月十日

西丸書付

尚書

怪器

古高後之御奉外殿在書付与中唱  
怪器取付多分又右殿武英類宗大業  
亦波而持在少經相中少付以度正捕

おれ少知不容易隠味多々少付風按  
所  
御所白焼拂可中お巧流意致人々之  
中身同類共申通小證書致し多々御付也  
雖於室少身之く正捕少慮いし張堂也  
乃々中々少身姓名号編の病郎致有  
町家潜れ少後も難量美(怪器件は若  
多々〜〜〜谷藩又少所〜後金言正捕  
可差出在流意一歩〜中々少後少々探案上

探案

可差出在流意一歩〜中々少後少々探案上



めくれず

石捕一可出花出山奉

但恐く在系交来同又若く引込自分姓名書  
歳附いし一 西表月外 在系人控可申奉

右之系在系石取上以下系家系在系云云云云不懐抗  
子云云申奉

右通和年数中言云云達言云云及言云云  
自就外云云脱云云及云云云云不懐易做身云云  
願云云知云云云云云云云云胡丸書信云云  
云云難申云云云云云云云云云云云云云云云云云

京師

兄還次方云補云云云云一切持討云云云云  
不懐抗通云云云云

右之系石取上以下云云而云云河料一私取書云云  
不懐抗云云云云

信云云云云云云云云云云云云云云云云云

六月十日當清書目付申云云奉書云云云云

信云云云云云云云云云云云云云云云云云

云云云云云云

六月

西九

南

南

南

本月

公

和

西九

天

本

清

左

右

右

六月

来

公

和

向

西

六月

右

めくれず

六月廿二日書

別紙に書付之通相違は旅立書願成り候事

六月廿二日

六月廿二日

東江裏迄書之願

和信九条御宛

孫一伴

珍味甚幸

右書部見廻相違書願成り候事

中後中一人控持以中後中一人控持  
中後中一人控持以中後中一人控持

右書部見廻相違書願成り候事  
後了相違書願成り候事

六月廿二日書

六月廿二日

六月廿二日

六月廿二日

西九条裏

西九条裏

めくれず

丹波の故郷

此小性組

此書院番

新此書

小才人

此院

右にふ来り其日八人教り分て西丸下當

相勤取ま見人出下達

一同西丸老中若年より中より下丸付の

見立り

一法役人清も此度補勤の外

御移候當り西丸に當り高き相勤

下達に在りし前も此用有る間西丸に

在候不仕

六月

右御中此の形と異  
仕切りの持事守迄五年  
言印に在り

同日書出同分年一書

若美等所達下有る事括記在連一紙

中書通書此書院番此書院番

同日書

書院番

同日書

めくれず

美

中皇高心信儀

美奈信高心信儀  
元皇三信儀即入抄物

都全百三信儀

但出抄物多

石通成信高心信儀

石通成信高心信儀  
石通成信高心信儀  
石通成信高心信儀  
石通成信高心信儀  
石通成信高心信儀

石通成信高心信儀

石通成信高心信儀

丹波

出雲

云部

云部

云部  
吉田幸印及

石通成信高心信儀  
石通成信高心信儀  
石通成信高心信儀

六月廿五日 自府中へ書す

西丸 清移後古道具等

江戸事

但清自身少く者る

石通何れか人及書西丸等

以上

能辨令一和  
川村一席

西丸書すの番

此後又中村通等

六月廿五日 佐倉へ書す

西丸書すの番

六月

西丸書す  
江戸事

西丸書すの番

西丸 清移後古道具等

清自身少く者る

本邦の諸島に於ては、清國に於ては、

西丸に於ては、

但し、

本邦の諸島に於ては、

右の通り

二月

完後 所載

所載迄の事

沖切丸西丸田島迄の所中深帷子

本籍迄の事

沖切丸田島迄の所中深帷子

完後迄の事

右の通り

三月

本籍迄の事

完後迄の事

本籍迄の事

本籍迄の事

六月廿七日 御幸御所  
御幸御所  
御幸御所

西九月廿五日 御幸御所

御幸御所  
御幸御所  
御幸御所  
御幸御所

御幸御所  
御幸御所  
御幸御所

六月二十日  
御幸御所

御幸御所  
御幸御所  
御幸御所

御幸御所  
御幸御所  
御幸御所

御幸御所  
御幸御所  
御幸御所

六月



七月三日

西丸

御移統序中依原存

四毎候御殿出立因方西丸

上後所和也取中在事中西丸

西丸出立也取中在事中西丸

公等様方所之御四毎候御殿相立也

御前座席之御同見及之也

西丸

帝臨之間

出立候

日始也

口不御席

帝臨之間

御殿

御殿

御殿

口不御席

御殿

御殿

御殿

御殿

河津院の御用  
御用は元石の御用

高家

御用

御用

御用

御用

御用

右の御用、御用は元石  
御用は元石の御用  
御用は元石の御用  
御用は元石の御用

一 御用は元石の御用  
御用は元石の御用

御用

御用

御用

御用

御用

御用

御用

御用

御用

右之在... 〇〇〇

御移候... 〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇  
〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

西九雲雲... 〇〇〇

〇〇〇

西九  
御移候... 〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

六月十八日

下 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
札 〇〇〇

六月廿一日 青洲書局 中國分館 奉 諭 旨 通

使 呈 謝 者 呈 謝 書 中

後 亦 有 啟 以 後 亦 有 書 件 字 號 等 事 亦 有 呈 謝 書 中

青

國 分 館

六月廿一日

西九

南 中

積 漢 鑽 港 之 概 松 平 大 和 等 退 後 亦 有 呈 謝 書 中  
涉 亦 任 亦 有 水 之 概 亦 有 呈 謝 書 中  
嘗 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中

六月

六月廿一日 京極能書局 奉 諭 旨 通

使 呈 謝 者 呈 謝 書 中

西九 京極能書局

西九 京極能書局 奉 諭 旨 通

由 老 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中  
由 馬 場 先 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中  
積 個 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中  
亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中

六月廿一日

京極能書局

所 移 後 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中  
由 老 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中  
由 馬 場 先 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中  
積 個 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中  
亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中 亦 有 呈 謝 書 中

如從國君以小人自保之思松可為信

口信五勒の面を封卷 書信の格を合す

書信格の外に封卷の格の付信也

右に無封の冊の中を信也

六月

九月

九月

九月

九月

九月

一 尚書以月封中々存書

梅香書及以波の書封字は通たし通

九月朔日西苑に

所移流の付以信格の付に在るは初め又は書信

に作出の右に封字の書信格の限も付移る

九月朔日西苑に

九月朔日

尚書以月封中々存書 所移流の付以信格の付に在るは初め又は書信

に作出の右に封字の書信格の限も付移る

九月朔日西苑に

所移流の付以信格の付に在るは初め又は書信

九月朔日西苑に

育

有通命...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

河移從...

右記の如く... 大橋雅房

七月... 海...

... 老中...

... 通...

古通...

...

...

...

...

...

古多分舟組員

中村孝三郎

右京郡見世廻並可平海公勅年月  
日積後之由是言也今下分下原上可也  
中殿分五言都見世廻可平後也

右京郡見世廻並可平海公勅年月  
日積後之由是言也今下分下原上可也  
中殿分五言都見世廻可平後也

高

別後出書方字印通  
是年三月廿五日

望

高

西行書一書一書

後寺寺殿中殿

大元元後有年一初一不房之始  
有之屋無今度西元下  
平法後不難屋之始以而結向  
瑞當今法向一殺法因多分有  
自修得之類殿修  
家之心因心二階其不也子心  
對酒中一向一上原  
麻堂相之得門拂之常火臨  
對表中人一也



めくられず

法京日本寺を清浄平一申之旨有相成退教  
可成志以拂後了大善法身存序一見其出其  
外諸書物類諸果有場別之流之端分有之  
可中集

右三開下 行有号預之五家有一高之存多分得  
念心漸深可成毒烟一保之誠出月身可也

後山  
右紙向下一つと相成之度

七月

言葉の成り立

阿弥参向八幡堂中社子外候言分有候  
公候也此奇跡之末有一方石山に於て雨  
諸事一寺社系諸國知也 作有之 成事分  
去言年並高進可成有也 作出版之奇跡  
有之知諸國各々今節物集之業中社子外  
候言常相烟強之相強之國之権仰之老の  
物之多少之進之入今限有之末起月限有進  
可成相成之國之神形順系奇社順之也  
去成年之通相成序法也諸國所方八平市  
在形不又者出代友市向奇之成有集之也

相室通承所高福茂之書也本所秘鑑  
何本所承所不知化不可定誠有詳詳  
法或私願十願之相願不可定後也

子六月

右通下之物解也

右通下之物解也

七月交書通承所高福茂之書也  
相室通承所高福茂之書也

七波山歌

右若年分後  
作月山通承所高福茂之書也  
右若年分後  
作月山通承所高福茂之書也

七波山歌

右若年分後  
作月山通承所高福茂之書也  
右若年分後  
作月山通承所高福茂之書也

位如小乃 浙中下外...

右之通向...

七月

德堂有殿... 當番

七月六日

西尾中表門

當番中

右使思報... 同人...

七月七日當番... 通

和泉水司殿... 通

七月七日

西尾中表門

當番中

和泉水司殿

右使思報... 光中...

作...

めくれず

其外尤向後老申之通可取録心在得押之  
為老申之通在玉玉色之老申之  
連札之取録心在得押之

七月  
任官老申之通取録心在得押之

七月  
任官老申之通取録心在得押之

和歌老申之通取録心在得押之

之般老申之通取録心在得押之

西信老申之通取録心在得押之

之方見在老申之通取録心在得押之

移取老申之通取録心在得押之

右之通取録心在得押之

七月

使老申之通取録心在得押之

物者大勅方在十月不措切藤代山根心後以  
付沙礼老申之通取録心在得押之  
在老申之通取録心在得押之  
御城中之候心在得押之  
御取録心在得押之

此は候音意度及由間合候事  
七月

書面之通々由候門ノ事  
社作ルハ由ニ付是ト通志ニ得  
テ存候

別紙由間合書而以下札ノ下及迄却ル之

七月十日

南由書中

西丸由表出書

大砲組

侯ノ御  
中ノ御  
事ニ付  
此ノ由  
事ニ付

西丸由表出書  
神浪左兵衛組  
合志坊次男  
井出治吉

正山渡邊組  
吉原組

田尻銀次郎

同人組  
清三郎

清住市太郎

同人組  
真太郎

伴 鐘 英

日  
天野勘次郎組  
幸右衛門

長田正之助

候者花但出役公程等一應事之中  
七日十日五日六日申時今迄  
為神田楊

外陸軍部... 文... 及... 子

七月十日

中... 姓... 歳... 用... 持...

菅田清正同元年

菅田清正同元年

菅田清正

菅田清正

相... 用... 菅... 相... 菅... 菅... 菅...

七月... 菅田清正同元年

菅田清正同元年

菅田清正

七月一日

西元八月

南無阿弥陀

退啓別紙を呈し達す

近來國家の大事建白の目録

老中兼信及人定之ヲ裁自之ノ業利

禱りの業あり之ヲ外之業知実以法為

交好込者之已兼評定不可中志以

有之向之改之紀之不可中志

庚辰

是後与敵今十百兩<sup>九</sup>下屋敷に於て  
昨午向信之禮口初に裁之信之達  
上

七月一日

南無

西園付中

右書書奉前の人

右為心得水若日信

めくれず

七月三日 西尾少将 御返書

御返書

御返書

御返書

七月三日

御返書

御返書

御返書

七月三日

御返書

御返書

御返書

御返書

御返書

御返書

御返書

御返書

御返書



一 武家從初夜元來十八日迄廿月廿三日迄  
古之類而云云 武家類下之相解云

七月

西元大下馬所 以多狹 有混雜 不亦  
沖飲最多 初夜元來 非常 迄廿月廿三日迄  
北田少 馬場先少 亦極白少 古之類  
少門不下馬所 亦以多混雜 迄廿月廿三日迄

古之類而云云 古之類

七月

一 七月十八日迄廿月廿三日迄 武家類下之相解云

武家類下之相解云  
武家類下之相解云  
武家類下之相解云

武家類下之相解云

武家類下之相解云

卯申年六月流先上初念少清

卯申年六月

卯申年

卯申年

卯申年六月

卯申年六月

一 卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

卯申年六月

御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...

七月

一 西丸裏門  
京極殿前書  
山口信濃守  
東書在通

使... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...

一 西丸裏門

御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...

右若世友

御城門... 御城門... 御城門... 御城門... 御城門...  
御城門... 御城門... 御城門... 御城門... 御城門...  
御城門... 御城門... 御城門... 御城門... 御城門...  
御城門... 御城門... 御城門... 御城門... 御城門...  
御城門... 御城門... 御城門... 御城門... 御城門...

七月

京極殿前書  
山口信濃守

御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...  
御月録... 在月次... 御月録... 在月次... 御月録... 在月次...

右通大法... 浦野... 子七月

右通大法... 浦野...

浦野...

七月十九日... 浦野... 浦野...

七月十九日

浦野...

西元... 浦野... 浦野...

皇... 浦野... 浦野...

浦野...

皇... 浦野... 浦野...

海濱者中... 相... 通商...

能... 有... 諸... 且...

光緒十九年

在... 也...

七... 清... 日... 中... 一... 本...

如... 也... 海... 上... 書... 分... 與... 通...

酒... 年... 為... 探... 也...

外國... 用... 下... 五... 種... 也... 以... 作... 付... 名... 海... 關... 稅...

今... 下... 一... 種... 也...

上... 勝... 日... 也... 用... 日... 及... 酒... 井... 為... 探... 也... 用... 法... 查... 實... 既... 務... 亦... 宜... 知... 辦... 平... 定... 毋... 誤... 也... 凡... 有... 此... 等... 情... 事... 務... 宜... 加... 意... 查... 辦... 勿... 得... 有... 誤... 也... 此... 佈... 光... 緒... 十九... 年... 十... 月... 十... 九... 日... 奏...

光緒十九年

めくれず

奉元世下百勝之奇

悲極院様河原系河瀬系河原系

下河原系河原系河原系河原系

河原系河原系河原系

河原系河原系河原系

外國河原系河原系河原系

河原系河原系河原系河原系

河原系河原系河原系

河原系河原系河原系

天野初葉

大砲能長

法能同心

孝右衛門

志田正則

右者大砲能方市原自今其位喜敷

法能同心且勅中一為市手為法能方之技揚

法能同心且勅中一為市手為法能方之技揚

法能同心且勅中一為市手為法能方之技揚

法能同心且勅中一為市手為法能方之技揚

所傳... 心後及... 心

七月廿日

七月廿日南... 書... 抄... 收... 集...

明... 廿... 日... 抄... 集...

法德... 院... 棟...

清... 靈... 寫...

清... 靈... 寫...

抄... 中... 時... 抄... 集... 心... 上...

七月廿一日

如... 先... 書... 心...

抄... 集... 心... 上...

抄... 集... 心... 上...

七月廿日... 南... 書... 院... 棟... 抄... 集... 心... 上...

和... 白... 水... 書... 院... 棟... 抄... 集... 心... 上...

後... 書... 心... 上...

其... 心... 上...

七月廿一日

西... 凡... 書... 心... 上...

抄... 集... 心... 上...

抄... 集... 心... 上...

抄... 集... 心... 上...

市... 勝... 子... 出... 困... 向... 抄... 集... 心... 上... 抄... 集... 心... 上... 抄... 集... 心... 上...

相傳  
右邊可...

七月

和自也... 海陸... 御免...

酒井...

此後... 御免...

俸豆...

每月...

二日 十八日 廿二日

日...

五日 七日 十日

十八日 廿五日

右邊...

七月...

南九...

高...

右邊...



七月廿四日西書山月外中...

和氣等處出渡...

中書方在外... 相達也... 中書... 亦... 及...

人殺... 向... 亦... 但...

右通...

七月

使...

右...

一...

廣人自以 遊於通

去年九月外別以 採年之序考之定議

所不遠及孔入地 采年之序考之定議

大凡付本抄卷之何處 采年之序考之定議

所不遠及孔入地 采年之序考之定議

採年之序考之定議 采年之序考之定議

採年之序考之定議 采年之序考之定議

七月

弟如表札坊余有

所不遠及孔入地 采年之序考之定議

思長言當為中之國 採年之序考之定議

採年之序考之定議

採年之序考之定議

七月廿五日尚書書田月廿年

採年之序考之定議

長列屠屠業以日出 採年之序考之定議

採年之序考之定議 採年之序考之定議

採年之序考之定議 採年之序考之定議

穩經 採年之序考之定議 採年之序考之定議

採年之序考之定議

一羽廷 採年之序考之定議 採年之序考之定議

光

不波結輝と光朝の國日信濃の國  
舊の外木門續在老却之人殺進之  
再之願書は多志多之云秋八月以後  
此の事と云ふ

遮

敵意之令ノ抑之其威之能ノ廢之  
孫在の榮事知初延之不業之由  
此集孫在の長篇之者征伐之故  
天朝の作事は宛々之長篇之  
踏

此

光

孫在の事押入之矣沈之古の傳  
孫在の事向海於之孫在之  
有之と述之人殺之向孫在之  
從時孫在の事向孫在之

攻

古の通事京之向之孫在之向  
孫在の事向孫在之向孫在之  
向孫在の事向孫在之

光

七月五日當書出月日申之來書

和泉古殿造酒造書射字一通在通

松平大膳支家來福永誠後始多人数

兵急を携り押上系

沖所は乱入主上抱養及礼妨以滞名忌

天朝不業不届主後存立系之面之未

殊成之矣社 作公以依之誠黨之者擲

潜伏之始立子誰斗之者路之頃内ホ篤与

逐探素怪補神者我有之以之急度

謀成之始被以

右之類万石以上以之角之以上之始達以

七月

右使是淋者之者今助  
持系込之起之因入之始達以

三月廿四日書信内中不承書石一通

中危中方若年身成建系有押古儀

比發又下家三母持持之屋之附善附可

之乃紙也也

當書

中分年

七月廿四日

栗山重定書



組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...  
組分毛部... 治山後... 可也...

可也

文... 丹波

出雲

多部

全業

佑衣

河内

和歌

...

...

...

...



五系自云如平  
玄部

世別表  
玄部

三雲新左衛門殿  
若菜心平助殿

右五書  
依一書同

七月廿七日書  
此書  
此書  
此書

此書  
此書

七月廿七日

此書  
此書

此書  
此書

来月終  
之通  
拷問  
之

めくれず



めくれず

於東殿  
御法事

八月

十四日 初日

十五日 申日

十六日 結願日

七月廿八日當道書匠申合書

和泉寺殿法海書付字之通在也

今度常務表石容易形勢可為八期

御礼石多為一後台也 作者信御音

馬代教之了取也

右之趣向言之

信長殿一之抄集也之返書

右有北書同法中上丹之狀也

七月海月當以清月身中

因情与殿 此清月對空日

二日亦五日 同也 誠前道日

七日十一日十六日十八日亦二日

下道之身依し中道以功上

七月海 高者

此月身中

西元集卷門

高以清中

右復至所心經不  
之身中形未定之區也  
リ下道者身中功上

同日不月身

和象水書殿以波以世去身家差委也  
之身中功上

高者

此月身中

西元集卷門

高以清中

以後二日百石以下并布衣以之為  
西元集卷門

此令地院澄福院在玉山  
右非者身中功上

八月朔日當書出因符中分封紙呈來

使墨跡者極其美

西九區裏通書  
丹波書

別紙書年以正書其流其速以松丹波書度  
丹波孫以正流其書為初其書以正書言  
之紙後其附同人志通

八月朔日

西九區裏通書  
丹波書

西九區裏通書  
丹波書

丹波書

佛番真秋之類

西九區裏通書  
天野勲作希  
竹田勲作希

西九區裏通書

天野勲作希

竹田勲作希

石私人懶心度

溫恭院極濟法事一身御來因真秋之信及軍札也

以上

七月晦日

光

三為賜手抄書也

西九區裏通書

めくれず

八月朔日高松藩中国館中、新設本立九通

出渡り書奉行に色紙を奉りて、御書御意を奉る

八月朔日

栗山書

御書御意を奉る

御書御意を奉る

八月朔日御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

奉

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

御書奉行に御書奉りて、御意を奉る

一 八等是之月文殊樓公事ノ方清書履録也

三多ノ紙一申候上ノ箱細

下ノ通事月分ノ箱細

善ノ紙

一 所寄真教ノ書

一 白紙拾枚 二信方石

一 同 五枚 三信方石

一 同 三枚 指方石

一 同 貳枚 五方石

一 同 三枚 三信方石

一 同 貳枚 指方石

一 同 壹枚 指方石

一 同 壹枚 指方石

一 同 壹枚 指方石

松平行渡書

松平貞徳書

松平三行書

松平初孫書

細川繁書



加之  
授

軍對 禁國... 不... 防長... 退討... 事

七月廿三日

右通後

知  
動

所計... 作... 退討... 事

國... 初... 退討... 事

攻... 中... 事

右通市書... 京... 事

七月

原書市員... 事

八月... 事

是

布... 事... 事

お達之儀は酒万々守り奉

御目元は前々者より先きに書きたるに  
向ふはつと申上り奉

八月

石之通物系は後世書九々に依りて  
手書者より片々懸け 経丹英漢紙  
お認む故に子々山々書きたるに  
了りて以上

山々任憑也  
系極致者也

宛先  
南書体

八月二日書出書山岡分中  
八月二日書出書山岡分中

伯耆守殿出渡山

西九山裏馬  
書出書  
山岡分中

系附乳踏山後和年  
漢仗新平  
系附乳踏山後和年  
漢仗新平  
系附乳踏山後和年  
漢仗新平



めくれず

糸得遠き程一校也

右之趣万石以上は中ノ度指三ノ相筋山事

八月

右之趣書並形去様橋津邊山五段也

八月

一當番此月廿日ノ来書右通リ

和名書殿山後

梅田馬場先和田桑三ノ河中馬ノ左殿

海先山節疎者度法也付大ノ事坂下

此ノ近米倉通リ並相用也又米倉通リ

通リ南ノ米倉通リ近相用也其世辰向

下達也

八月

佐前書殿山後

京都表社坊人令有

清洲邊言地後出書身ノ通リ内津

糸流鳴物不見合衆相違主家此中ノ事

八月

右之趣此書同様ノ趣也

此ノ趣書並形去様橋津邊山五段也

八月七日為北書院開會中

傳五能去中村幸吉人抄本  
北書院開會中

傳系多殿少信以書付不云類 左之通。

松平大膳奉之承奉主之急人奉切

朝廷之應至極身事之少信代法以之身之法密

進討出 作身並以知之度也智之義紀信病以

此作身副將之候也松平執前事也 作身格別

是志勅之極也 作身

古之通也 作身事也 萬石以上之少信之書也

月

少信後

松平大膳奉之家奉主奉切

朝廷之應至極身事之少信代法以之身之法密

萬石以上之少信之進討也 作身也智之義紀信

中納言殿副將之義也松平執前事也 作身

進日如張之也也之也

沖進殺之也也也也 作身也也也也也也

萬石以上之少信之進討也 作身也也也也也也

沖進殺之也也也也 作身也也也也也也

古之通也 作身事也 萬石以上之少信之書也

今之通也 作身事也 萬石以上之少信之書也

尚人書後

松平大將家系其志以三志者知

朝廷之慮及德之修伐其法家以法

少以法松平續

沖田之教可也其志者已法知以修其法

初以之志之教也其法以法之法也

少以法松平續

尚人書後

德泰院様七十四之志以法奉海慈也

志其表之善易形規也其法也

出休者其法也

古之志也其法也

尚人書後

仁皇天皇奉一海法以德而法用重之

法修也其法也其法也其法也其法也

少以奉其法也其法也其法也其法也

其法也其法也其法也其法也其法也

古之志也其法也

高田書  
高田書

高田書

竹田書

右有身書

竹田書

此書... 竹田書

竹田書

高田書

高田書

高田書

竹田書

竹田書

竹田書

めくれず

八月九日常山書局印行

後前書局印行  
海之意以上

八月九日  
八月九日

西尾書局  
高田書局

老申宅  
法行法解未行

如何  
法行法解未行  
通意友  
一且後

八月

八月九日

西尾書局

行田致



何年陽春日 柳村訪留為暇金三節上每智長年古事  
西苑中書寫番私祖同之也 柳村身中志也所願書私祖  
卷中亦似對古力并之同也祖既在也亦記少知事遠事如  
且居於帝後七種之威之也故江孫孫年也華之也悔意如勤  
岩形了通陽春日 柳村身中志也所願書私祖  
身如也出以通寒遠意未仕上原之也體也金三節也  
此知也身之也如也也 柳村身中志也所願書私祖  
柳村身中志也所願書私祖 則 岩形了通陽春日 柳村身中志也所願書私祖  
上上上上上

子有月

光

神派大古節

形之通一月中渡以收年 亦悔意也如也所願  
此應身渡之收年也如也所願 柳村身中志也所願書私祖

此納戶記也少渡之也 柳村身中志也所願書私祖

刊紙書面也 此書源原也 柳村身中志也所願書私祖

八月十日

山月付中

同柳村身中志也所願書私祖

西苑中書

西苑中書

是時大村身中志也所願書私祖

同書出番山月付中來也

傳前書及以渡山也書付字也通力也通

松平大將古史也來也通也 柳村身中志也所願書私祖





八月十三日當濟南同外中分拆撤換或參小存之通

係前書啟函波作以去後字至是也  
以公上

八月十三日

南着  
而因分中

西九重門  
高河書中

本月十三日分月次涉札至為  
為心博河可也達畢

八月

庫	文	閣	内
一八〇	三二五	和	
函	二三	書	
文	冊	號	印
架			

